

第43回 定時株主総会 招集ご通知

2018年4月1日 >> 2019年3月31日

開催
日時

2019年6月19日（水曜日）
午前10時 受付開始 午前9時

開催
場所

ホテル雅叙園東京 2階
「華しずか」

東京都目黒区下目黒1丁目8番1号

開催場所が昨年と異なります。末尾「株主総会会場ご案内図」
をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 定款一部変更の件
- 第3号議案 取締役9名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件
- 第6号議案 取締役報酬額改定の件
- 第7号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び
内容決定の件

招集ご通知がスマホでも！



パソコン・スマートフォン
からでも招集ご通知がご覧
いただけます。

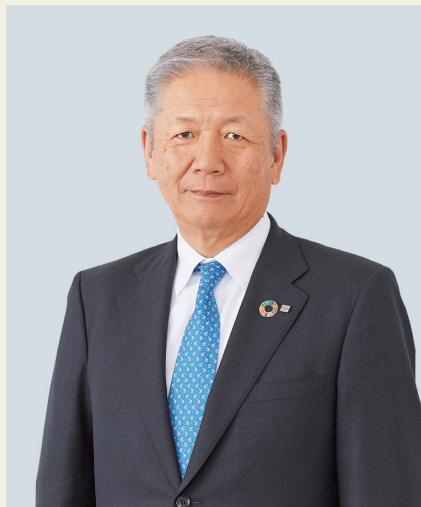
<https://p.sokai.jp/8566/>



株主様へのお土産のご用意はございません。

リコーリース株式会社

株主の皆様へ



代表取締役 社長執行役員

瀬川 大介

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

当社第43回定時株主総会招集ご通知をお届けするにあたりまして、ご挨拶申し上げます。

2018年におけるわが国経済は、中国を始め海外経済の減速による輸出の減少などから、先行きに対する不透明感が増す結果となりました。しかしながら、企業の設備投資は、人手不足を補う省力化に向けた投資を中心に堅調に推移しました。

こうした環境下、2017年度よりスタートさせた3ヵ年中期経営計画（中計）の2年目として、中計で定めた事業成長戦略及び組織能力強化戦略のもと、営業資産の積み上げと同時に営業資産利回りの改善を図ってまいりました。2018年度決算では、売上高、売上総利益、経常利益および親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を更新することができました。

中計最終年度となる今年度は、“「リース」の先へ”の準備を確かなものとした上で、新しい経営理念のもと、更なる成長戦略を構築し、持続的な企業価値の増大を目指すよう役職員一丸となって邁進してまいります。

株主の皆様におかれましては、一層のご支援ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2019年5月

経営理念

経営理念

私達らしい金融サービスで

豊かな未来への架け橋となります。

基本姿勢

1. 誠実な事業活動を通じて
持続可能な地球社会の発展に貢献します。
2. 想定を超えるサービスで
お客さまと未来・社会をつなぎます。
3. 一人ひとりが尊重しあい
楽しくいきいきと働ける環境をつくります。
4. 企業価値の増大により株主の期待に応えます。

目次

第43回定時株主総会招集ご通知……………	3
議決権行使についてのご案内……………	5

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件……………	7
第2号議案 定款一部変更の件……………	8
第3号議案 取締役9名選任の件……………	9
第4号議案 補欠監査役1名選任の件……………	19
第5号議案 会計監査人選任の件……………	21
第6号議案 取締役報酬額改定の件……………	22
第7号議案 取締役に対する株式報酬等の 額及び内容決定の件……………	22

招集通知提供書面

事業報告……………	25
1. 企業集団の現況に関する事項……………	25
2. 会社の株式に関する事項……………	39
3. 会社の新株予約権に関する事項……………	39
4. 会社役員に関する事項……………	40
5. 会計監査人に関する事項……………	44
6. 業務の適正を確保するための 体制及び当該体制の運用状況……………	45
<ご参考> コーポレート・ガバナンスに関する 基本的な考え方……………	52

連結計算書類

連結貸借対照表……………	53
連結損益計算書……………	54
連結株主資本等変動計算書……………	55
<ご参考> 連結キャッシュ・フロー計算書(要旨)……………	56

計算書類

貸借対照表……………	57
損益計算書……………	58
株主資本等変動計算書……………	59

監査報告書……………	60
------------	----

証券コード8566
2019年5月31日

株主各位

東京都江東区東雲一丁目7番12号
リコーリース株式会社
代表取締役 瀬川大介
社長執行役員

第43回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第43回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご案内申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができます。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2019年6月18日（火曜日）午後5時25分までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

▶ 株主総会にご出席

同封の議決権行使書用紙を**会場受付へご提出**ください。

▶ 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、

2019年6月18日（火曜日）午後5時25分までに到着するようにご返送ください。

▶ インターネット等による議決権行使

2019年6月18日（火曜日）午後5時25分までに賛否をご入力ください。

※書面とインターネット等により、二重に議決権行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

※インターネット等によって、複数回数、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

記

1. 日	時	2019年6月19日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2. 場	所	東京都目黒区下目黒1丁目8番1号 ホテル雅叙園東京2階 「華しずか」 開催場所が昨年と異なります。末尾「株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いのないようご来場ください。
3. 株主総会の目的事項	報告事項	<ol style="list-style-type: none"> 第43期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 第43期（2018年4月1日から2019年3月31日まで）計算書類報告の件
	決議事項	<p>第1号議案 剰余金の処分の件</p> <p>第2号議案 定款一部変更の件</p> <p>第3号議案 取締役9名選任の件</p> <p>第4号議案 補欠監査役1名選任の件</p> <p>第5号議案 会計監査人選任の件</p> <p>第6号議案 取締役報酬額改定の件</p> <p>第7号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件</p>
4. 招集にあたっての決定事項		次頁の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。

以上

- 連結計算書類の連結注記表及び計算書類の個別注記表は、法令及び当社定款第16条の定めに従い、以下の当社ホームページに掲載しておりますので、提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面に含まれる連結計算書類及び計算書類は、会計監査人及び監査役が監査報告を作成するに際して、監査を行った連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 事業報告、連結計算書類、計算書類及び株主総会参考書類の内容について、修正をすべき事情が発生した場合には、書面の郵送または以下の当社ウェブサイトにおいて掲載することによりお知らせいたします。

当社ウェブサイト

<http://www.r-lease.co.jp/ir/stock/shmeeting.html>

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様の重要な権利です。是非とも議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

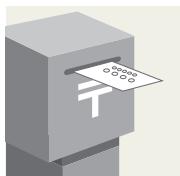
議決権の行使には以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席

同封の議決権行使書用紙を株主総会当日に会場受付にご提出ください。
(ご捺印は不要です。)

▶ 株主総会開催日時：2019年6月19日（水曜日）午前10時



郵送（書面）による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に賛否をご記入のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

▶ 行使期限：2019年6月18日（火曜日）午後5時25分到着分まで



インターネットによる議決権行使

パソコン、スマートフォン等から議決権行使ウェブサイト（<https://www.web54.net>）にアクセスし、画面の案内にしたがって、議案に対する賛否をご入力ください。

▶ 行使期限：2019年6月18日（火曜日）午後5時25分入力分まで

インターネットによる議決権行使方法のご案内については[次頁](#)をご参照ください。



スマート招集からも議決権行使ウェブサイトにはアクセスいただけます。

<https://p.sokai.jp/8566/>



議決権電子行使プラットフォームについてのご案内

機関投資家の皆様におかれましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

インターネットによる議決権行使のご案内

「スマート行使」による方法

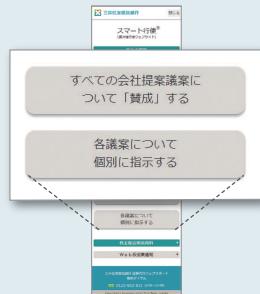
- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで、議決権行使コード及びパスワードの入力なしで簡単に議決権行使ができます。



注意

議決権行使後に行使内容を修正する場合は、お手数ですが右記のPC向けサイトにて議決権行使コード・パスワードをご入力いただきログイン、修正をお願いいたします。

- 2 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。



インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

※ QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

行使期限

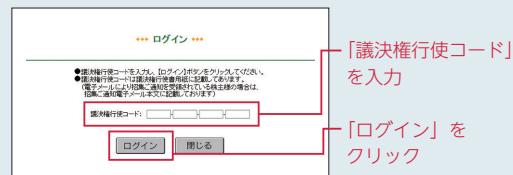
2019年6月18日（火曜日）午後5時25分入力分まで

「議決権行使コード・パスワード入力」による方法

- 1 インターネットによる議決権行使は、パソコンやスマートフォン、携帯電話から、当社の指定する議決権行使ウェブサイト (<https://www.web54.net>) をご利用いただくことによつてのみ可能です。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
電話番号：0120-652-031（フリーダイヤル）
（受付時間 午前9時～午後9時）

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、中長期的に安定した株主還元を基本方針とし、確実な成長と適正な資本の充実及び財務体質の強化を図りながら、着実に株主配当を伸長してまいります。株主還元の中期的目標として、配当性向25%を目指しております。

第43期の期末配当及びその他の剰余金の処分につきましては、上記方針に基づき、下記のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

- ① 配当財産の種類
金銭
- ② 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当社普通株式1株につき金40円（配当総額1,248,656,120円）
これにより中間配当金を含めました年間配当金は、前期と比べ10円増配の1株につき80円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日
2019年6月20日

2. その他の剰余金の処分に関する事項

- ① 増加する剰余金の処分に関する事項
別途積立金 8,000,000,000円
- ② 減少する剰余金の項目とその額
繰越利益剰余金 8,000,000,000円

(ご参考)
1株当たり
配当金の推移



第2号議案 定款一部変更の件

1. 提案の理由

今後の経営環境の変化に対応できる経営体制の構築、経営責任の明確化及び株主の皆様の信任の機会の増加によるコーポレート・ガバナンスの一層の強化等を目的に、取締役の任期を現行の2年から1年に短縮することといたします。また、これに伴い、取締役の任期の調整に関する規定を削除するものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示しております。)

現行定款	変更案
<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>② <u>増員または任期の満了前に退任した取締役の補欠として選任された取締役の任期は、在任取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>	<p>(任期) 第21条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>(削除)</p>

第3号議案 取締役9名選任の件

取締役戸谷浩二氏は、2018年9月30日付で退任しております。また、取締役全員（7名）は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了となります。

つきましては、経営体制及び経営監督機能の一層の強化を図るため、取締役2名の増員（うち社外取締役1名）を含む、取締役9名（うち社外取締役4名）の選任をお願いいたしたいと存じます。

また、候補者各氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案につきましては、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員で審議のうえ、取締役会の承認を経て上程しております。

取締役候補者は10頁から18頁のとおりであります。

候補者 番号	氏名	取締役会 出席率	在任年数	代表 取締役	社外取締役候補者の専門性			
					企業経営	法律	金融	不動産
1	瀬川 大介 (満64歳)	100%	3年	●	—	—	—	—
2	中村 徳晴 (満53歳)	—	—	—	—	—	—	—
3	佐野 弘純 (満56歳)	—	—	—	—	—	—	—
4	川口 俊 (満56歳)	—	—	—	—	—	—	—
5	佐藤 慎二 (満59歳)	—	—	—	—	—	—	—
6	志賀 こずえ (満70歳)	93%	4年	—	●	—	—	—
7	瀬戸 薫 (満71歳)	100%	3年	—	●	—	—	—
8	二宮 雅也 (満67歳)	92%	1年	—	●	—	●	—
9	荒川 正子 (満48歳)	—	—	—	—	—	●	●

(注) 候補者の年齢は本定時株主総会終結時のものです。

候補者
番号

1 ^{せがわ だいすけ}
瀬川 大介 (1954年7月21日生)

再任



所有する当社株式数
12,400株

取締役在任期間
3年

取締役会出席状況
14回/14回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1980年 3月	株式会社リコー入社	2015年 9月	同社 コーポレート統括本部副 部長
2004年10月	同社 総合経営企画室長	2016年 4月	当社 入社
2005年 6月	同社 執行役員	2016年 6月	当社 副社長執行役員
2006年 4月	同社 経理本部長	2016年 6月	当社 代表取締役 (現任)
2009年 5月	InfoPrint Solutions Company, LLC CEO	2018年 8月	当社 社長執行役員 (現任)
2013年 6月	株式会社リコー 常務執行役員		株式会社ピーステックラボ 社外取締役 (現任)
2014年 4月	同社 経営革新本部長		
2015年 4月	同社 日本統括本部長		

重要な兼職の状況

株式会社ピーステックラボ 社外取締役

取締役選任理由

瀬川大介氏は、長年にわたる経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。また、2016年6月から代表取締役社長執行役員として、当社グループの経営を担っており、企業価値向上をより確実なものとするために適任と判断したためであります。

親会社等がある場合の特記事項

株式会社リコーは、当社の親会社であります。現在又は過去5年間における瀬川大介氏の当該会社及び当該会社の子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

特別の利害関係

・同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・候補者瀬川大介氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。
- ・候補者瀬川大介氏の所有する当社株式の数は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。

候補者
番号 **2** なかむら とくはる
中村 徳晴 (1965年8月3日生)

新任



略歴ならびに当社における地位及び担当

1994年 1 月	当社 入社	2013年 4 月	当社 執行役員
2004年 11 月	当社 経営企画室長	2014年 4 月	当社 営業本部 関西支社長
2005年 12 月	テクノレント株式会社 取締役	2017年 4 月	当社 事業戦略本部長
	同社 執行役員	2018年 4 月	当社 常務執行役員 (現任)
2008年 4 月	当社 総合戦略室長	2019年 4 月	当社 業務統括本部長 (現任)
2009年 4 月	当社 理事		
	当社 総合経営企画本部 副本部長		
2011年 10 月	当社 業務本部 業務統括部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役選任理由

中村徳晴氏は、当社において関西支社長、事業戦略本部長及び子会社取締役を歴任し、現在は常務執行役員として基盤事業の業務オペレーション・プロセス改革の責任者として業務全般を統括しています。これらの豊富な経験や知見を活かし、当社グループの企業価値向上に寄与することができると判断したためであります。

特別の利害関係

・ 同氏と当社の間特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・ 候補者中村徳晴氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。
- ・ 候補者中村徳晴氏の所有する当社株式の数は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。

所有する当社株式数
420株

取締役在任期間
一年

取締役会出席状況
一

候補者
番号

3 **佐野 弘純** (1963年5月14日生)

新任



所有する当社株式数
830株

取締役在任期間
一年

取締役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1987年 3月	当社 入社	2016年 4月	当社 業務本部長
2003年 4月	当社 経営企画室長	2018年 4月	当社 常務執行役員 (現任)
	当社 営業本部 営業支援部長		当社 FFPR推進本部長
2004年 11月	当社 関西事業部 副事業部長		当社 CS-Hub企画本部長
2006年 10月	当社 支社事業部	2019年 4月	当社 営業統括本部長 (現任)
	中国四国営業部長		当社 営業統括本部
2010年 10月	当社 営業本部 関西支社長		事業戦略本部長 (現任)
2014年 4月	当社 執行役員		当社 営業統括本部
	当社 業務本部 業務統括部長		エリア営業本部長 (現任)
2015年 4月	当社 業務本部 副本部長		

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役選任理由

佐野弘純氏は、当社において中国四国営業部長、関西支社長、業務本部長を歴任し、現在は常務執行役員として、当社中期経営計画ビジョン「リースの先へ」の実現に向けて、営業全般を統括しています。これらの豊富な経験や知見を活かし、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したためであります。

特別の利害関係

・同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・候補者佐野弘純氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。
- ・候補者佐野弘純氏の所有する当社株式の数は、2019年3月31日現在の状況を記載しております。

候補者番号 **4** ^{かわぐち} **川口** ^{たかし} **俊** (1963年1月29日生)

新任



所有する当社株式数
一株

取締役在任期間
一年

取締役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1986年 3月	株式会社リコー 入社	2018年 4月	同社 経理法務本部 財務部長
2004年 6月	当社 社外監査役		同社 CEO室長
2004年 7月	株式会社リコー 経理本部 経理部長	2018年10月	当社 入社
2007年 5月	InfoPrint Solutions Company, LLC CFO		当社 執行役員
2010年 8月	Ricoh Americas Holdings, Inc. Senior Vice President		当社 経営管理本部長 (現任)
2015年10月	株式会社リコー コーポレート統括本部 グローバルキャピタルマネジメントサポートセンター 部長	2019年 1月	当社 内部統制担当
		2019年 4月	当社 常務執行役員 (現任)
			当社 本社統括本部長 (現任)

重要な兼職の状況

重要な兼職はありません。

取締役選任理由

川口俊氏は、株式会社リコー及び同社海外子会社において、長年にわたる経理・財務、経営企画の豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの企業価値向上に寄与することができるかと判断したためであります。

親会社等がある場合の特記事項

株式会社リコーは、当社の親会社であります。現在又は過去5年間における川口俊氏の当該会社及び当該会社の子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

・候補者川口俊氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

候補者
番号

5 さとう しんじ
佐藤 慎二 (1960年5月2日生)

新任



所有する当社株式数
一株
取締役在任期間
一年
取締役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1983年4月	三井物産株式会社 入社	2017年12月	株式会社リコー 入社
2010年5月	三井物産フィナンシャルマネジ メント株式会社 代表取締役社長		同社 顧問
2012年4月	三井物産株式会社 アジア・大洋州 本部 CFO	2018年4月	同社 執行役員 (現任)
	アジア・大洋州三井物産株式会社 Senior Vice President		同社 経理法務本部 本部長 (現任)
2015年4月	三井物産株式会社 内部監査部 検査役		Ricoh Americas Holdings, Inc. 社長 (現任)

重要な兼職の状況

株式会社リコー 執行役員 経理法務本部 本部長
Ricoh Americas Holdings, Inc. 社長

取締役選任理由

佐藤慎二氏は、三井物産株式会社、同社海外子会社及び株式会社リコーにおいて、長年にわたる経理・財務、経営全般の豊富な経験と高い見識を有しております。これらの経験や知見を活かし、当社グループの企業価値向上に寄与できると判断したためであります。

親会社等がある場合の特記事項

株式会社リコーは、当社の親会社であります。現在又は過去5年間における佐藤慎二氏の当該会社及び当該会社の子会社における地位及び担当は略歴に記載のとおりであります。

特別の利害関係

・同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

その他取締役候補者に関する特記事項

・候補者佐藤慎二氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

候補者
番号 **6** ^{しが} **志賀** ^{こずえ} **こず江** (1948年11月23日生)

再任

社外

独立

女性



略歴ならびに当社における地位及び担当

1967年11月	日本航空株式会社 入社	2010年6月	株式会社新生銀行 社外監査役
1993年4月	横浜地方検察庁検事	2015年6月	当社 社外取締役 (現任)
1998年4月	第一東京弁護士会登録		特種東海製紙株式会社 社外取締役
1999年8月	志賀法律事務所開設	2016年6月	川崎汽船株式会社 社外監査役 (現任)
2002年6月	サン総合法律事務所パートナー	2019年1月	白石総合法律事務所 オフ・カウンセル (現任)
2005年10月	白石総合法律事務所パートナー		
2009年9月	株式会社東横イン 社外取締役 (現任)		

所有する当社株式数
一株

社外取締役在任期間
4年

取締役会出席状況
13回/14回(93%)

重要な兼職の状況

白石総合法律事務所 オフ・カウンセル
川崎汽船株式会社 社外監査役

社外取締役選任理由

志賀こず江氏は、長年にわたる弁護士として培われた専門的な経験と知識や上場会社の社外役員としての豊富な経験と見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく専門的知見及び企業経営者とは異なる、多角的な観点等からの積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名・報酬委員長として、当社取締役の指名、後継者計画等及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社社外取締役として適任であると判断したためであります。なお、同氏は社外取締役及び社外監査役になる以外の方法で直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性について

・当社は志賀こず江氏及び同氏がオフ・カウンセルを務める白石総合法律事務所との間に取引関係はなく、当社の定める社外役員の独立性判断基準(20頁)により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、志賀こず江氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。

・候補者志賀こず江氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

候補者
番号

7 瀬戸

かおる
薫 (1947年11月16日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式数
一株

社外取締役在任期間
3年

取締役会出席状況
14回/14回(100%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1970年 4月	大和運輸株式会社 入社	2016年 6月	ヤマトホールディングス株式会社 相談役
1999年 6月	ヤマト運輸株式会社 取締役	2018年 6月	日本電気株式会社 社外取締役 (現任)
2004年 6月	同社 取締役常務執行役員		ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問 (現任)
2006年 6月	ヤマトホールディングス株式会社 代表取締役 社長執行役員		
2011年 4月	同社 代表取締役会長		
2015年 4月	同社 取締役相談役		
2016年 6月	当社 社外取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問
日本電気株式会社 社外取締役

社外取締役選任理由

瀬戸薫氏は、ヤマトホールディングス株式会社での経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかわる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名・報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社社外取締役として適任であると判断したためであります。

独立性について

・当社は瀬戸薫氏及び同氏が特別顧問を務めるヤマトホールディングス株式会社及び社外取締役を務める日本電気株式会社のグループ会社との間に取引がありますが、取引額は当社及び対象企業の連結売上高の1%未満と僅少である為、当社の定める社外役員の独立性判断基準(20頁)により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、瀬戸薫氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。
・候補者瀬戸薫氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

候補者 8 ふたみや まさや
番号 二宮 雅也 (1952年2月25日生)

再任

社外

独立



所有する当社株式数
一株
社外取締役在任期間
1年

取締役会出席状況
11回/12回(92%)

略歴ならびに当社における地位及び担当

1974年 4月	日本火災海上保険株式会社 入社	2015年 4月	同社 代表取締役会長
2005年 6月	日本興亜損害保険株式会社 取締役常務執行役員	2015年 6月	同社 取締役会長
2009年 6月	同社 代表取締役専務執行役員	2016年 4月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 代表取締役会長
2011年 6月	同社 代表取締役社長社長執行役員 NKSJホールディングス株式会社 (注) 取締役	2018年 4月	同社 取締役会長 (現任)
2012年 4月	同社 代表取締役会長社長執行役員	2018年 6月	当社 社外取締役 (現任)
2014年 9月	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役社長社長執行役員 損保ジャパン日本興亜ホールディングス株式会社(注) 代表取締役会長社長執行役員	2018年 7月	一般財団法人日本民間公益活動連携機構 理事長 (現任)
			(注) 現SOMPOホールディングス株式会社

重要な兼職の状況

損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役会長
一般財団法人日本民間公益活動連携機構 理事長

社外取締役選任理由

二宮雅也氏は、損害保険ジャパン日本興亜株式会社での経営者としての豊富な経験により、企業経営にかかる幅広い知識と高い見識を備えております。また、社外取締役として、これらの経験・見識に基づく、積極的な意見・提言を通じ、業務執行を適切に監督いただいているとともに、指名・報酬委員として、当社取締役の指名、後継者計画等及び当社取締役報酬の公正・透明な検討決定に貢献いただいております。これらの実績を踏まえ、引き続き当社社外取締役として適任であると判断したためであります。

独立性について

・当社は二宮雅也氏及び同氏が取締役会長を務める損害保険ジャパン日本興亜株式会社グループ会社との間に取引がありますが、取引額は当社及び対象企業の連結売上高の1%未満と僅少である為、当社の定める社外役員の独立性判断基準(20頁)により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出ております。なお、同氏の再任が承認された場合には、引き続き独立役員とする予定であります。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、二宮雅也氏との間において、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しております。同氏が再任され就任した場合には、当該契約の効力は継続いたします。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

- ・同氏は、社外取締役の候補者であります。
- ・候補者二宮雅也氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。
- ・候補者二宮雅也氏の取締役会出席状況は、就任日(2018年6月15日)以降の状況を記載しております。

候補者
番号

9 あらかわ まさこ
荒川 正子 (1971年1月1日生)

新任

社外

独立

女性



所有する当社株式数
一株
社外取締役在任期間
一年
取締役会出席状況
一

略歴ならびに当社における地位及び担当

1993年 4月	株式会社長銀総合研究所 入社 (現 株式会社価値総合研究所)	2013年 1月	街アセットマネジメント株式会社 代表取締役
2000年 2月	不動産鑑定士登録	2016年 9月	株式会社ウィズダムアカデミー 社外取締役 (現任)
2006年 3月	ドイツ銀行 東京支店 不動産ファイナンス部 Vice President	2017年 5月	株式会社ジーフット 社外取締役 (現任)
2010年 7月	シービーアールイー株式会社 新規事業開発室 Executive Director	2018年 2月	一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会 理事 (現任)
2012年10月	株式会社エーエムシーアドバイザーズ 代表取締役 (現任)		

重要な兼職の状況

株式会社エーエムシーアドバイザーズ 代表取締役
株式会社ジーフット 社外取締役

社外取締役選任理由

荒川正子氏は、長年の不動産ビジネスより培われた豊富な経験と高い専門性を備えており、また、上場会社の社外取締役の経験や一般社団法人実践コーポレートガバナンス研究会の活動によりコーポレートガバナンスについての高い見識を備えております。これらの経験や見識を通じ、当社中期経営計画ビジョン「リースの先へ」の実現に向けて有益なご意見やご指摘をいただけるものと判断したためであります。

独立性について

・当社は荒川正子氏及び同氏が社外取締役を務める株式会社ジーフットのグループ会社との間に取引関係はなく、当社の定める社外役員の独立性判断基準 (20頁) により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏の選任が承認された場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定です。

特別の利害関係

・同氏と当社との間に特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、荒川正子氏との間において、同氏が取締役就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他取締役候補者に関する特記事項

・同氏は、社外取締役の候補者であります。
・候補者荒川正子氏の任期は、第2号議案が原案どおり承認された場合には、当社定款の定めにより、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとなります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。また、本議案につきましては、監査役会の同意を得ています。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

ど い しんいちろう
土居 伸一郎 (1961年11月2日生)

社外

独立



略歴ならびに当社における地位及び担当

1990年 4月	東京外語ビジネス専門学校 外部講師	2009年 9月	東京弁護士会登録
2004年 4月	東京都立大学法科大学院入学		小林法律事務所入所
2006年 3月	東京都立大学法科大学院卒業	2014年 8月	コスモ法律会計事務所開設
2007年 9月	司法試験合格		

重要な兼職の状況

弁護士

補欠の社外監査役選任理由

土居伸一郎氏を補欠社外監査役候補者とした理由は、弁護士としての経験と専門的な知識を有し、社外監査役として適切に職務を遂行することができると判断したためであります。なお、同氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役の職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

独立性について

・土居伸一郎氏は、現在及び過去において当社に勤務した経験はなく、当社と土居伸一郎氏及び同氏が開設したコスモ法律会計事務所との間に取引関係もありません。従って、当社は当社の定める社外役員の独立性判断基準（20頁）により、一般株主と利益相反の生じるおそれがなく十分な独立性を有すると判断しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件及び当社の定める社外役員の独立性判断基準を満たしており、当社は、同氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査役に就任した場合には、同氏を同取引所に対して独立役員として届け出る予定です。

特別の利害関係

・同氏と当社の間には特別の利害関係はありません。

責任限定契約

当社は、土居伸一郎氏との間において、同氏の選任が承認され、かつ、同氏が監査役に就任した場合には、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

その他補欠監査役候補者に関する特記事項

・同氏は、補欠の社外監査役候補者であります。

所有する当社株式数

一株

監査役在任期間

一年

取締役会出席状況

—

監査役会出席状況

—

社外役員の独立性判断基準

当社は、社外役員（社外取締役及び社外監査役）または社外役員候補者が、次の各項目の何れにも該当しない場合に独立性を有していると判断します。

- ・現在及び過去10年間において、当社または関連会社の業務執行者
- ・現在及び過去3年間において、当社の主要な取引先（相互の連結売上高の2%以上）、またはその業務執行者
- ・現在及び過去3年間において、当社から役員報酬以外に多額（年間10百万円以上）の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家（当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当該団体に所属する者をいう。）
- ・現在において、当社の主要株主（10%以上の議決権を直接または間接に保有している者）、またはその業務執行者
- ・当社から多額（年間10百万円以上）の寄付を受けている者、またはその業務執行者
- ・当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士

第5号議案 会計監査人選任の件

当社の会計監査人である有限責任あずさ監査法人は、本定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任となりますので、新たに会計監査人の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の決定に基づいております。

会計監査人候補者は次のとおりであります。

1. 監査役会が有限責任あずさ監査法人に代えて、有限責任監査法人トーマツを会計監査人候補者とした理由

現会計監査人が長年にわたって監査を継続していることから、新しい会計監査人の起用による新たな視点での監査、及び、親会社である株式会社リコーと会計監査人を統一することによる効率的な監査を期待し、有限責任監査法人トーマツの専門性、独立性、適切性、及び品質管理体制について総合的に検討した結果、同監査法人を新たな会計監査人として適任と判断したためであります。

2. 会計監査人候補者の名称等

名称	有限責任監査法人トーマツ
主たる事務所の所在場所	東京都千代田区丸の内三丁目2番3号 丸の内二重橋ビルディング
概要 (2019年2月末日現在)	設立年月 1968年5月 資本金 1,007百万円 社員等の数 6,817名 (内訳) 社員 (公認会計士) : 532名 特定社員 : 54名 職員 公認会計士 : 2,797名 公認会計士試験合格者等 (会計士補を含む) : 1,143名 その他専門職員 : 2,125名 事務職員 : 166名 監査関与会社 3,339社
沿革	1968年5月 等松・青木監査法人設立 1975年5月 トウシュ・ロス・インターナショナル (現デロイト トウシュ トーマツ リミテッド) に加盟 1990年2月 監査法人トーマツに名称変更 2009年7月 有限責任監査法人に移行し、法人名称を「有限責任監査法人トーマツ」に変更

(注) 候補者は、過去2年間に、当社、当社の親会社及び親会社の子会社より、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務 (非監査業務) であるアドバイザリー業務に対する報酬等を受けておりますが、選任後は現会計監査人と同様に、独立性に影響する非監査業務契約は行いません。

第6号議案 取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬は、2017年6月開催の定時株主総会において、年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）として承認され、現在に至っております。コーポレート・ガバナンスを強化するうえで、社外取締役の役割や責務が増大していること、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、社外取締役が1名増員となることに鑑み、社外取締役分の報酬額を増額いたしたいと存じます。つきましては、取締役の報酬額について、年額260百万円以内（うち社外取締役分は年額40百万円以内）に改めさせていただきたいと存じます。

なお、取締役の報酬額には、従来どおり、従業員分給与は含まないものといたします。

社外取締役の分の報酬額改定については、取締役会が設置する社外取締役を委員長とする指名報酬委員会で審議の上、取締役会の承認を経て上程しております。

現在の取締役は7名（うち社外取締役3名）ですが、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決された場合には、取締役は9名（うち社外取締役4名）となります。

第7号議案 取締役に対する株式報酬等の額及び内容決定の件

1. 提案の理由及び当該報酬制度を相当とする理由

当社の取締役の報酬は、「基本報酬」、「単年度業績連動賞与」及び「自社株式取得報酬」により構成されておりますが、本議案は、当社の社外取締役を除く取締役を対象に、新たに株式報酬制度（以下、「本制度」という。）を導入することについてご承認をお願いするものです。なお、その詳細につきましては、下記2. の枠内で取締役会にご一任いただきたく存じます。

本制度は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、取締役が株価の変動による利益・リスクを株主の皆様と共有することで、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的としており、当該報酬制度は相当であると考えております。

本議案は、第6号議案でお諮りしております取締役の金銭による報酬等の限度額（年額260百万円以内（うち社外取締役については年額40百万円以内））。ただし、従業員分給与は含みません。）とは別枠で、新たな株式報酬を、2020年3月31日で終了する事業年度から2024年3月31日で終了する事業年度までの5事業年度（以下、「対象期間」という。）の間に在任する取締役（社外取締役を除く。以下同様。）に対して支給するというものです。

なお、第3号議案「取締役9名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、本制度の対象となる取締役は5名となります。

※本議案が原案どおり承認可決された場合、当社と委任契約を締結している執行役員等に対しても同様の株式報酬制度を導入する予定です。

2. 本制度における報酬等の額・内容等

(1) 本制度の概要

本制度は、当社が金銭を拠出することにより設定する信託（以下、「本信託」という。）が当社株式を取得し、当社が各取締役が付与するポイントの数に相当する数の当社株式が本信託を通じて各取締役に対して交付される、という株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時です。

① 本制度の対象者	当社取締役（社外取締役を除く。）
② 対象期間	2020年3月31日に終了する事業年度から 2024年3月31日に終了する事業年度まで
③ ②の対象期間において、①の対象者に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限	合計金300百万円
④ 当社株式の取得方法	自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法
⑤ ①の対象者に付与されるポイント総数の上限	1事業年度あたり30,000ポイント
⑥ ポイント付与基準	役員及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与
⑦ ①の対象者に対する当社株式の交付時期	原則として退任時

(2) 当社が拠出する金銭の上限

本信託の当初の信託期間は約5年間とし、当社は、対象期間中に、本制度に基づき取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として、合計金300百万円を上限とする金銭を対象期間中に在任する取締役に対する報酬として拠出し、一定の要件を満たす取締役を受益者として本信託を設定します。本信託は、当社が信託した金銭を原資として、当社株式を当社の自己株式の処分による方法または取引所市場（立会外取引を含む。）から取得する方法により、取得します。

注：当社が実際に本信託に信託する金銭は、上記の当社株式の取得資金のほか、信託報酬、信託管理人報酬等の必要費用の見込み額を合わせた金額となります。

なお、当社の取締役会の決定により、対象期間を5事業年度以内の期間を都度定めて延長するとともに、これに伴い、本信託の信託期間を延長し（当社が設定する本信託と同一の目的の信託に本信託の信託財産を移転することにより、実質的に信託期間を延長することを含む。以下同様。）、本制度を継続することがあります。この場合、当社は、当該延長分の対象期間中に、本制度により取締役に交付するために必要な当社株式の追加取得資金として、当該延長分の対象期間の事業年度数に金60百万円を乗じた金額を上限とする金銭を本信託に追加拠出し、下記(3)のポイント付与及び当社株式の交付を継続します。

また、上記のように対象期間を延長せず本制度を継続しない場合であっても、信託期間の満了時において、既にポイントを付与されているものの未だ退任していない取締役がある場合には、当該取締役が退任し当社株式の交付が完了するまで、本信託の信託期間を延長することがあります。

(3) 取締役に交付される当社株式の算定方法及び上限

① 取締役に對するポイントの付与方法等

当社は、当社取締役会で定める株式交付規程に基づき、各取締役に対し、信託期間中の株式交付規程に定めるポイント付与日において、役位及び業績目標の達成度等に応じたポイントを付与します。

ただし、当社が取締役に對して付与するポイントの総数は、1事業年度あたり30,000ポイントを上限とします。

なお、当初対象期間における業績目標の達成度を評価する指標は、連結営業利益等とします。

② 付与されたポイントの数に応じた当社株式の交付

取締役は、上記①で付与されたポイントの数に応じて、下記③の手續に従い、当社株式の交付を受けます。

なお、1ポイントは当社株式1株とします。ただし、当社株式について、株式分割・株式併合等、交付すべき当社株式数の調整を行うことが合理的であると認められる事象が生じた場合には、かかる分割比率・併合比率等に応じて、合理的な調整を行います。

③ 取締役に對する当社株式の交付

各取締役に對する上記②の当社株式の交付は、各取締役が原則としてその退任時において所定の受益者確定手續を行うことにより、本信託から行われます。

ただし、このうち一定の割合の当社株式については、源泉所得税等の納税資金を当社が源泉徴収する目的で本信託において売却換金したうえで、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。また、本信託内の当社株式について公開買付けに応募して決済された場合等、本信託内の当社株式が換金された場合には、当社株式に代わり金銭で交付することがあります。

(4) 議決権行使

本信託内の当社株式に係る議決権は、当社及び当社役員から独立した信託管理人の指図に基づき、一律に行使しないことといたします。かかる方法によることで、本信託内の当社株式に係る議決権の行使について、当社経営への中立性を確保することを企図しております。

(5) 配当の取扱い

本信託内の当社株式に係る配当は、本信託が受領し、当社株式の取得代金や本信託に係る受託者の信託報酬等に充てられます。

以 上

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当期における当社グループの事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、中国を始め海外経済の減速による輸出の減少などから、先行きに対する不透明感が増す結果となりました。しかしながら、企業の設備投資は、人手不足を補う省力化に向けた投資を中心に堅調に推移しました。

リース業界において、2018年度のリース取扱高は、前期比3.3%増加の4兆9,894億円となりました。
(公益社団法人リース事業協会統計)

このような状況のなか、当社グループにおいては、前期よりスタートさせた3ヵ年中期経営計画(中計)の2年目として、中計で定めた事業成長戦略及び組織能力強化戦略を遂行してまいりました。事業成長戦略のもと、既存事業領域に対する営業強化に加えて新規事業領域の開拓を進め、営業資産の積み上げと同時に営業資産利回りの改善を図りました。組織能力強化戦略では更なる成長を見据え、人員とITインフラの強化や働き方改革の推進を図ってまいりました。

好調な契約獲得による取扱高の増加に加えて太陽光発電事業などへの事業投資も積極的に取り組み、当連結会計年度における営業資産残高は、大幅に増加しました。

その結果、売上高、営業利益、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益はいずれも増加しました。売上高、経常利益及び親会社株主に帰属する当期純利益は過去最高を更新しました。

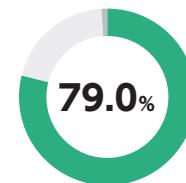
	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	増減	
	金額(億円)	金額(億円)	金額(億円)	増減率
売上高	3,043	3,139	+96	+3.2%
営業利益	165	172	+7	+4.4%
親会社株主に帰属する当期純利益	113	119	+6	+5.6%
取扱高合計	3,914	4,221	+306	+7.8%
営業資産期末残高	8,316	8,972	+655	+7.9%

当期における報告セグメント別の概況は次のとおりです。



売上高 3,031 億円 (前期比3.0%増)
セグメント利益 144 億円 (前期比3.7%増)

セグメント利益構成比

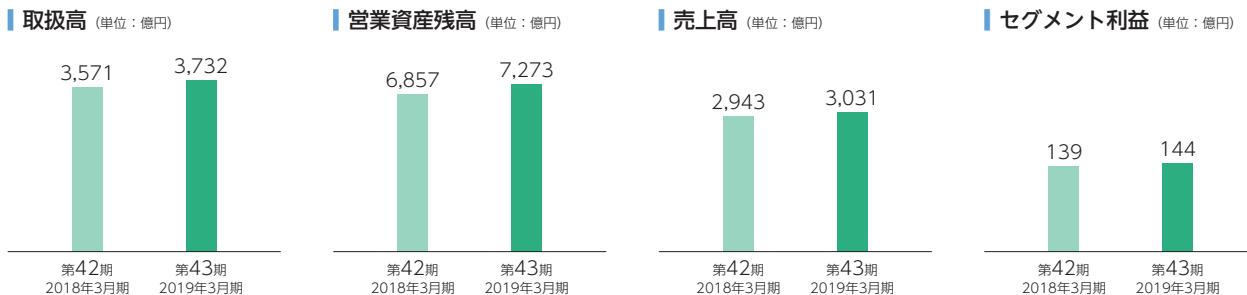


主な事業内容

事務用機器・情報関連機器、医療機器、産業工作機械、計測器等のファイナンス・リース、オペレーティング・リース及び割賦・クレジット (リース取引の満了・中途解約に伴う物件売却等を含む)



リース・割賦事業は、収益性重視の方針のもと、新規契約獲得利回りを改善させつつ営業資産残高を増加させました。取扱高は、事務用機器・情報関連機器、商業及びサービス業用機器、車両及び輸送用機器、再生可能エネルギー発電設備が好調に推移しました。その結果、売上高、セグメント利益ともに増加しました。





売上高 82億円 (前期比 12.8%増)

セグメント利益 36億円 (前期比 7.5%増)

セグメント利益構成比



主な事業内容

法人向け融資・業界特化型融資・住宅ローン・マンションローン等の貸付、請求書発行・売掛金回収等の代行サービス、介護報酬ファクタリングサービス及び住宅賃貸事業等



集金代行サービス



介護報酬
ファクタリングサービス



カード事業



法人向け融資

金融サービス事業は、法人や医療機関向けを中心に融資の取扱いが好調に推移したことに加え、住宅賃貸資産への投資を進め、営業資産残高を大幅に増加させました。また、集金代行サービスや介護報酬ファクタリングサービスが順調に推移していることから受取手数料も増加しました。その結果、売上高、セグメント利益ともに増加しました。

取扱高 (単位：億円)



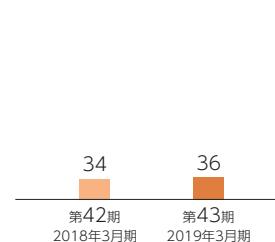
営業資産残高 (単位：億円)



売上高 (単位：億円)



セグメント利益 (単位：億円)



報告セグメントに含まれない「その他」を加えた全体の概況は以下のとおりです。

【セグメント別売上高及びセグメント利益】

(単位：百万円)

	売上高			セグメント利益		
	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	増減	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	増減
リース・割賦	294,360	303,148	8,788	13,929	14,447	518
金融サービス	7,345	8,282	937	3,414	3,672	257
報告セグメント計	301,705	311,431	9,725	17,343	18,119	775
その他	2,636	2,525	△110	234	171	△63
合計	304,341	313,957	9,615	17,578	18,291	712

【セグメント別営業取扱高】

(単位：百万円)

	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	増減
(ファイナンス・リース)	265,871	266,831	960
(オペレーティング・リース)	15,852	20,276	4,423
(割賦)	75,398	86,163	10,764
リース・割賦	357,122	373,270	16,148
金融サービス	34,344	48,880	14,536
報告セグメント計	391,466	422,151	30,684
その他	—	—	—
合計	391,466	422,151	30,684

【セグメント別営業資産残高】

(単位：百万円)

	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	増減
(ファイナンス・リース)	551,398	565,113	13,715
(オペレーティング・リース)	23,059	29,058	5,999
(割賦)	111,313	133,163	21,849
リース・割賦	685,771	727,335	41,564
金融サービス	139,562	160,904	21,342
報告セグメント計	825,333	888,240	62,907
その他	6,312	8,969	2,657
合計	831,645	897,210	65,564

- (注) 1. 「その他」の事業は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、計測・校正・機器点検等の受託技術サービス及びリコーグループ内の融資、ファクタリング、国内キャッシュ・マネジメント・システムの運営、及び太陽光発電施設の運営等を含んでおります。
2. 割賦は、割賦債権から割賦未実現利益を控除した数値で記載しています。

【財務目標】

当社では、中期経営計画の最終年度である2020年3月期におきまして、以下の財務目標を目指しております。

本中計期間では、事業成長を目的としているため、稼ぐ力を表す「営業利益」とストックビジネスの将来の利益の源泉である「営業資産残高」を目標においております。

本中計策定時のそれぞれの目標は以下の通りです。

- イ. 営業利益 183億円
- ロ. 営業資産残高（リース債権流動化控除前） 9,000億円

また、投下資本全体の運用効率・収益性を測る指標である「ROA」を中期的目標として、以下を目指しております。

- ハ. ROA（総資産当期純利益率） 1.30%

財務目標	第42期 (2018年3月期)	第43期 (2019年3月期)	増減
営業利益	165億円	172億円	+7億円
営業資産残高（リース債権流動化控除前）	8,563億円	9,219億円	+655億円
ROA（総資産当期純利益率）	1.20%	1.19%	△0.01ポイント

② 設備投資等の状況

当期に実施しました設備投資等の総額は3,775億円で、その主なものは次のとおりです。

イ. リース・割賦事業における資産の購入等	3,236億円
ロ. 金融サービス事業における融資実行額	488億円
ハ. 社用資産における設備投資	50億円

(各事業の強化及び太陽光発電関連の資産等)

③ 資金調達の状況

当期の有利子負債残高は、前期末に比べ485億円増加し、7,552億円となりました。

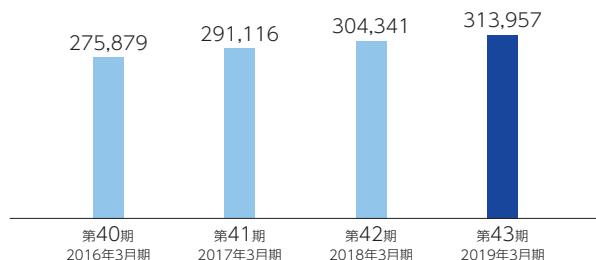
当期においては、1年内返済予定を含めた長期借入金は532億円増加し、短期借入金は547億円減少しました。また、1年内償還予定を含めた社債は300億円の発行と200億円の償還で100億円の増加となりました。

なお、必要資金の確保と運転資金の効率的な調達を行うため、総額1,385億円の当座貸越契約及び貸出コミットメント契約を締結しています。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況の推移

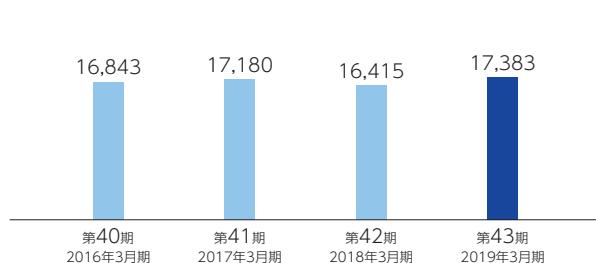
■ 連結売上高 (単位：百万円)



■ 連結営業利益 (単位：百万円)



■ 連結経常利益 (単位：百万円)



■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位：百万円)



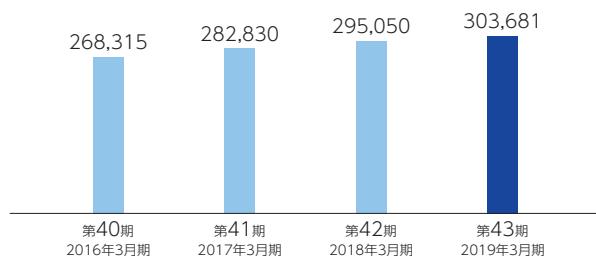
区 分	第40期 2016年3月期	第41期 2017年3月期	第42期 2018年3月期	第43期 2019年3月期
連結売上高 (百万円)	275,879	291,116	304,341	313,957
連結営業利益 (百万円)	16,951	17,333	16,552	17,276
連結経常利益 (百万円)	16,843	17,180	16,415	17,383
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	11,049	11,772	11,306	11,943
連結1株当たり当期純利益 (円)	353.96	377.12	362.19	382.60
連結総資産 (百万円)	878,483	918,659	968,950	1,040,678
連結純資産 (百万円)	145,562	155,998	165,890	174,449
連結1株当たり純資産 (円)	4,644.38	4,975.38	5,288.85	5,588.38

(注) 1. 連結1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行株式数より算出し、連結1株当たり純資産は、連結純資産から非支配株持分を控除した自己資本と、自己株式数を控除した期末発行株式数により算出しています。

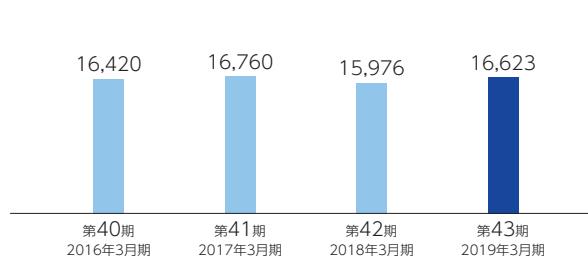
2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を当期より適用していることに伴い、前年度以前の連結総資産は組み替え表示しています。

② 当社の財産及び損益の状況の推移

売上高 (単位：百万円)



営業利益 (単位：百万円)



経常利益 (単位：百万円)



当期純利益 (単位：百万円)



区 分		第40期 2016年3月期	第41期 2017年3月期	第42期 2018年3月期	第43期 2019年3月期
売上高	(百万円)	268,315	282,830	295,050	303,681
営業利益	(百万円)	16,420	16,760	15,976	16,623
経常利益	(百万円)	16,340	16,638	15,856	16,985
当期純利益	(百万円)	10,823	11,509	11,035	11,833
1株当たり当期純利益	(円)	346.71	368.69	353.51	379.08
総資産	(百万円)	875,466	915,282	964,012	1,036,483
純資産	(百万円)	144,029	154,016	163,511	172,738
1株当たり純資産	(円)	4,613.86	4,933.80	5,237.98	5,533.58

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、自己株式数を控除した期中平均発行株式数より算出し、1株当たり純資産は、自己株式数を控除した期末発行株式数より算出しています。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」を当期より適用していることに伴い、前年度以前の総資産は組み替え表示しています。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

当社の親会社は株式会社リコーであり、同社は当社の総議決権数の53.0%を保有しております。同社は、オフィスプリンティング分野、オフィスサービス分野、商用印刷分野、産業印刷分野、サーマル分野及びその他分野において、開発、生産、販売、サービス等の事業を展開しています。

同社及び同社の子会社との主な取引は、同社の生産、販売する事務機器等の商品をリース目的のために購入する取引、同社が使用する設備機器等のリース取引、同社からの資金の借入取引及び同社が仕入先に対して支払う買掛債務のファクタリング取引等です。

② 親会社等との間の取引に関する事項

イ. 当該取引をするに当たり当該株式会社の利益を害さないように留意した事項

取引条件につきましては、市場取引における水準を基本とし、合理的な判断にしたがって公正に決定しております。

ロ. 当該取引が当該株式会社の利益を害さないかどうかについての当社の取締役会の判断及びその理由

当社は親会社である株式会社リコーの連結対象会社であります。当社が最終的な意思決定を行なっていることから、当該取引が当社の利益を害することはないと当社取締役会は判断しております。

ハ. 社外取締役を置く株式会社について、ロ. の取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合にはその理由

該当事項はありません。

③ 子会社の状況

名称	資本金	当社の議決権比率	主要な事業の内容
テクノレント株式会社	360百万円	100%	レンタル、計測・校正・機器点検等の受託技術サービス等
リクレス債権回収株式会社	500百万円	100%	債権管理回収業
東京ビジネスレント株式会社	10百万円	100%	保証業務

(注) 1. リクレス債権回収株式会社は、2018年5月に清算終了しております。

2. テクノレント株式会社の株式を追加取得し、2018年12月に完全子会社化いたしました。

(4) 対処すべき課題

わが国の経済は、貿易摩擦による世界経済の減速に加えて、消費増税を控え国内景気に対する減速懸念が強まっており、先行きに対する不透明感が増しております。しかしながら、人手不足などを背景に省力化や生産性の向上に向けた設備投資やサービスに対する需要及びインバウンド関連への投資が底堅く推移すると予想されます。当社の収益環境においては、米国の利上げ観測後退により、歴史的な金融緩和策の当面維持が見込まれ、リース会社のみならず金融機関との競争の激化が継続することで、厳しい状況が続くものと認識しております。

さらに少子高齢化や生産年齢人口割合の低下など人口動態の変化や新技術（AI、IoT、フィンテックなど）を活用した新しいビジネスの発展により、当社グループを取り巻く事業環境は大きく変化することが予想されます。

こうした環境下、当社グループは、2017年度にスタートした3カ年の中期経営計画のもと、事業基盤の強化と新しい成長領域の創出を図るとともに、働き方改革の推進、人員とITインフラの強化の推進により組織能力を高め、更なる成長に向けた基盤作りを進めてまいります。

①中期経営計画ビジョン：「リース」の先へ

今中期経営計画期間である2017年度から2019年度を、“「リース」の先へ”に向かう成長期として位置づけ、基盤事業周辺の新事業へ進出し、これまで取り組んでいない事業領域やリスクにチャレンジしながらお客様の期待を先取りした事業・商品を研究・開発することで、更なる成長の基盤を築いてまいります。そして、次の中期経営計画期間で“「リース」の先へ”に到達し、リースや金融だけでなく、環境・社会・お客様の発展に役立つサービス・商品を提供できる企業へと進化することを目指します。

②中期経営計画の戦略

I. 事業成長戦略

イ. ベンダーとのアライアンス強化と顧客網の最大活用による揺るぎない営業基盤づくり

当社が保有する約40万社の顧客網に対する接点活動を強化しながら、ベンダーに対する有効なオフリングモデルの提供と戦略的な提携による関係強化を図ります。

ロ. リース以外の提供価値の創造

お客様、市場、時代が求める事業・商品を開発し、新たなリスクテイクによって事業領域を拡大します。

ハ. リコーグループ各社との協業によるリース+サービスビジネスの展開

製造、販売、物流などグループ各社が持つ強みを組み合わせた新たなサービスやビジネスモデルを創造します。

二. 創エネ・省エネを軸とした新たな環境分野への挑戦

環境・再生可能エネルギー設備に対する取り組みを強化します。

ホ. 社会の変化に対する課題を解決するための金融サービスの開発と提供

多様化する決済手段への対応を強化するとともに、人口動態の変化に対応した金融サービスの開発と提供を進めます。

II. 組織能力強化戦略

イ. 多様化するニーズ・サービスに対応し、更なる商品力・業務効率化を追求する新プラットフォームの構築

新しい事業・サービス・商品の開発・提供を支えるため、またAI等の新しいテクノロジーを活用した業務効率化を推進するためのITインフラの整備を進めます。

ロ. 社会、市場、働き方の変化に対応した人財マネジメント

時間、場所にとらわれない柔軟な働き方の実現による生産性の向上と、事業成長に向けた人員のシフトを進めます。また業績貢献に報いるための報酬制度を改定し、社員の成長意欲・チャレンジ精神を育みます。

III. CSRの更なる推進

イ. 事業活動を通じた環境負荷低減

環境貢献度の増大を目指した環境関連事業の拡大を図ります。

ロ. 持続的な成長を実現するための各ステークホルダーへの貢献

社会的課題解決に向けて優先順位をつけた活動を推進します。

ハ. コーポレートガバナンスの継続的な強化

PDCAの強化による企業価値向上を目指します。

連結業績予想、中期経営計画の財務目標は、以下のとおりです。

連結業績予想

	第43期 (2019年3月期) 実績	第44期 (2020年3月期) 予想
売上高	3,139億円	3,214億円
営業利益	172億円	177億円
親会社株主に帰属する当期純利益	119億円	120億円

中期経営計画の財務目標

	第43期 (2019年3月期) 実績	第44期 (2020年3月期) 予想	第44期 (2020年3月期) 中計目標
営業利益	172億円	177億円	183億円
営業資産残高（リース債権流動化控除前）	9,219億円	9,835億円	9,000億円
ROA（総資産当期純利益率）	1.19%	1.12%	1.30% (中期的目標)

(注) 上記2020年3月期業績予想は、現在入手している情報及び合理的であると判断する一定の前提に基づいており、その達成を当社として約束する趣旨のものではありません。また、実際の業績等は、様々な要因により異なる場合があることをご承知おさください。

(5) 主要な事業内容 (2019年3月31日現在)

当社グループの事業及び商品・サービスは以下のとおりです。

① リース・割賦事業 (報告セグメント)

事務用機器・情報関連機器、医療機器、産業工作機械、計測器等のファイナンス・リース、オペレーティング・リース及び割賦・クレジット (リース取引の満了・中途解約に伴う物件売却等を含む)

② 金融サービス事業 (報告セグメント)

法人向け融資・業界特化型融資・住宅ローン・マンションローン等の貸付、請求書発行・売掛金回収等の代行サービス、介護報酬ファクタリングサービス、及び住宅賃貸事業等

③ その他の事業

報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、計測・校正・機器点検等の受託技術サービス、リコーグループ内での融資、ファクタリング、国内キャッシュ・マネジメント・システムの運営、及び太陽光発電施設の運営等

(6) 主要な拠点等 (2019年3月31日現在)

① 当社の主要な拠点

本社 (東京都江東区)、北海道支社 (札幌市)、
東北支社 (仙台市)、関東支社 (さいたま市)、中部支社 (名古屋市)、
関西支社 (大阪市)、中国支社 (広島市)、九州支社 (福岡市)

② 子会社

テクノレント株式会社 (東京都港区)
東京ビジネスレント株式会社 (東京都江東区)

(7) 従業員の状況 (2019年3月31日現在)

① 企業集団の従業員の状況

従業員数	前期末比増減
972 (58) 名	64 (△53) 名

- (注) 1. 当社グループでは、事業セグメントごとの経営組織体系を有しておらず、同一の従業員が複数の事業に従事しています。
2. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。

② 当社の従業員の状況

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
845 (36) 名	55 (△49) 名	41.1歳 (男43.5歳、女38.4歳)	14.2年 (男16.1年、女11.9年)

- (注) 1. 従業員数は就業員数であり、臨時従業員は () 内に年間の平均人員を外数で記載しています。
2. 従業員の性別・年齢別の人員構成は以下のとおりとなっております。

従業員数	男性	女性	合計
20歳代	49名	63名	112名
30歳代	96名	155名	251名
40歳代	169名	150名	319名
50歳代以上	136名	27名	163名
合計	450名	395名	845名

(8) 主要な借入先の状況 (2019年3月31日現在)

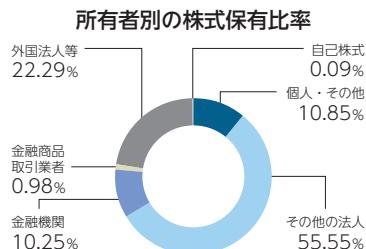
借入先	借入額
株式会社三菱UFJ銀行	76,500百万円
株式会社みずほ銀行	55,000
三井住友信託銀行株式会社	43,000
株式会社日本政策投資銀行	35,000
信金中央金庫	35,000
農林中央金庫	30,000

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2019年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 120,000,000株
- (2) 発行済株式の総数 31,243,223株
- (3) 株主数 29,216名
- (4) 大株主



株主名	持株数 (千株)	持株比率 (%)
株式会社リコー	16,540	52.99
BBH FOR FIDELITY PURITAN TR : FIDELITY SR INTRINSIC OPPORTUNITIES FUND	1,070	3.43
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	995	3.19
BBH FOR FIDELITY LOW-PRICED STOCK FUND (PRINCIPAL ALL SECTOR SUBPORTFOLIO)	762	2.44
コカ・コーラボトラーズジャパン株式会社	502	1.61
THE BANK OF NEW YORK, TREATY JASDEC ACCOUNT	416	1.33
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口9)	376	1.20
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505001	322	1.03
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	311	1.00
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口5)	303	0.97

(注) 持株比率は自己株式 (26,820株) を控除して計算しています。

3 会社の新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4 会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況（2019年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役	瀬川 大介	取締役会議長、指名報酬委員会 委員 社長執行役員 株式会社ピーステックラボ 社外取締役
代表取締役	吉川 淳	専務執行役員 リコーリースグループ営業担当、新基幹システム担当 エリア営業本部長 テクノレント株式会社 取締役
取締役	眞鍋 求	常務執行役員 テクノレント株式会社 代表取締役 社長執行役員
取締役	佐藤 邦彦	株式会社リコー 顧問
取締役	志賀 こず江	指名報酬委員会 委員長 白石綜合法律事務所 オフ・カウンセル 川崎汽船株式会社 社外監査役
取締役	瀬戸 薫	指名報酬委員会 委員 ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問 日本電気株式会社 社外取締役
取締役	二宮 雅也	指名報酬委員会 委員 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役会長 一般財団法人日本民間公益活動連携機構 理事長
常勤監査役	石黒 一也	テクノレント株式会社 監査役
監査役	百武 直樹	一般社団法人日本内部監査協会 監事 公益社団法人日本監査役協会 監査実務相談員
監査役	徳嶺 和彦	弁護士

- (注) 1. 取締役志賀こず江氏、瀬戸薫氏及び二宮雅也氏は社外取締役であり、監査役百武直樹氏及び徳嶺和彦氏は社外監査役であります。5氏は、株式会社東京証券取引所が一般株主保護のために確保することを義務付けている独立役員であります。
2. 常勤監査役石黒一也氏は、株式会社リコーにおける財務部門の経験があり、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当事業年度中の取締役の異動は次のとおりです。
- ・ 二宮雅也氏は、2018年6月15日開催の定時株主総会において、新たに当社取締役に選任され就任いたしました。
 - ・ 志賀こず江氏は、2018年6月20日付で、株式会社新生銀行の社外監査役を退任いたしました。
 - ・ 佐藤邦彦氏は、2018年6月22日付で、株式会社リコーの取締役を退任いたしました。
 - ・ 瀬戸薫氏は、2018年6月25日付で、日本電気株式会社の社外取締役に就任いたしました。
 - ・ 二宮雅也氏は、2018年7月18日付で、一般財団法人日本民間公益活動連携機構の理事長に就任いたしました。
 - ・ 瀬川大介氏は、2018年8月1日付で、株式会社ピーステックラボの社外取締役に就任いたしました。
 - ・ 戸谷浩二氏は、2018年9月30日付で、辞任により当社取締役及びテクノレント株式会社の監査役を退任いたしました。
 - ・ 戸谷浩二氏の取締役退任時の担当は、内部統制担当、経営管理本部長及び審査本部長でありました。
4. 当事業年度末日後の取締役の異動は次のとおりです。
- ・ 吉川淳氏は、2019年4月1日付で、新基幹システム担当およびエリア営業本部長の委嘱を解かれております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区分	支給人員	支給額
取締役 (うち社外取締役)	8名 (3名)	181百万円 (26)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	24百万円 (9)
合計	11名	206百万円

- (注) 1. 取締役の支給額には、従業員兼務取締役の従業員分給与は含まれておりません。
 2. 取締役の支給額には、取締役賞与引当金56百万円が含まれております。
 3. 取締役の支給額には、自社株式取得報酬額15百万円が含まれております。
 4. 取締役の報酬限度額は、2017年6月開催の定時株主総会において年額250百万円以内（うち社外取締役分は年額30百万円以内）と決議いただいております。
 5. 監査役の報酬限度額は、2017年6月開催の定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。

<取締役の報酬に関する考え方>

当社は、当社及び当社グループの企業価値（株主価値）の増大に向けて、中長期にわたって持続的な業績向上を実現することに対する有効なインセンティブとして、取締役報酬を位置付けており、コーポレートガバナンス強化の観点から、以下の方針に基づいて報酬を決定しております。

- (1) 取締役に期待される役割、責任に応じた報酬体系を構築する。
- (2) 会社業績や企業価値（株主価値）を高め、株主と利害を共有できる報酬とする。
- (3) 優秀な人材を登用（採用）及び確保できる報酬水準を確保する。
- (4) 株主をはじめとするステークホルダーに対し説明責任を果たすため、報酬決定のプロセスについて客観性・透明性・妥当性の確保を図る。

取締役報酬は、基本報酬、単年度業績連動賞与（短期インセンティブ）、自社株式取得報酬（中長期インセンティブ）で構成されております。総報酬に占める単年度業績連動賞与と自社株式取得報酬の合計額の比率は50%程度となっております。基本報酬は、取締役の役割と責任の重さに基づき決定しております。単年度業績連動賞与は、当該事業年度の連結営業利益とその計画達成率等を基準として決定しております。自社株式取得報酬は、証券会社が提供する累積投資制度を活用し、自社株式を取得できる仕組みとしております。但し、社外取締役の報酬は、適切に監督を行う役割と独立性の観点から、基本報酬のみとしております。

当社は、取締役に対する選解任及び報酬の決定について客観性・透明性・妥当性の確保を図ることを目的に指名報酬委員会を設置しております。同委員会は取締役会の諮問機関として位置付けており、社外取締役を委員長とし、社外取締役（全員）及び社長執行役員である代表取締役で構成されています。

指名報酬委員会は、取締役の報酬制度や報酬水準が上記方針に沿ったものであるかを確認しております。

(3) 社外役員に関する事項

①他の法人等との兼職状況及び当該他の法人等との関係

氏名	兼職状況	当社と当該他の法人等との関係
志賀 こそ江	白石総合法律事務所 オフ・カウンセラー	特に記載すべき関係はありません。
	株式会社新生銀行 社外監査役	特に記載すべき関係はありません。
	川崎汽船株式会社 社外監査役	特に記載すべき関係はありません。
瀬戸 薫	ヤマトホールディングス株式会社 特別顧問	特に記載すべき関係はありません。
	日本電気株式会社 社外取締役	特に記載すべき関係はありません。
二宮 雅也	損害保険ジャパン日本興亜株式会社 取締役会長	当社との間に営業取引があります。
	一般財団法人日本民間公益活動連携機構 理事長	特に記載すべき関係はありません。
百武 直樹	一般社団法人日本内部監査協会 監事	特に記載すべき関係はありません。
	公益社団法人日本監査役協会 監査実務相談員	特に記載すべき関係はありません。

②当期における主な活動状況

区分	氏名	取締役会等への出席状況	取締役会等における発言及びその他の活動状況
社外取締役	志賀 こそ江	[取締役会] 13回/14回 (93%)	弁護士としての専門的な知見や他社社外役員としての経験に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員長を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
		[(任意)指名報酬委員会] 12回/12回 (100%)	
	瀬戸 薫	[取締役会] 14回/14回 (100%)	
社外監査役	百武 直樹	[(任意)指名報酬委員会] 12回/12回 (100%)	損害保険ジャパン日本興亜株式会社での経営者としての豊富な経験と知識に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。また、同氏は任意の指名報酬委員会の委員を務めており、役員選任及び報酬の妥当性判断及び決定プロセスの透明性判断に際し、重要な役割を果たしております。
		[取締役会] 11回/12回 (92%)	
社外監査役	徳嶺 和彦	[(任意)指名報酬委員会] 11回/11回 (100%)	キリンホールディングス株式会社の常勤監査役を務める等豊富な経験の観点から、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。
		[取締役会] 14回/14回 (100%)	
		[監査役会] 16回/16回 (100%)	弁護士としての専門的な知見や他社社外役員としての経験に基づき、議案、審議につき必要または有益な発言、助言を積極的に行っております。
		[監査役会] 16回/16回 (100%)	
		[取締役会] 14回/14回 (100%)	

(注) 二宮雅也氏は、2018年6月15日開催の当社第42回定時株主総会において新たに選任されたため、上記取締役会の開催回数が他の社外役員と異なっております。

③責任限定契約の内容

当社は、社外取締役及び社外監査役との間に、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は法令に定める最低責任限度額となります。

5 会計監査人に関する事項

(1) 名称 有限責任 あずさ監査法人

(2) 報酬等の額

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)	監査証明業務に基づく報酬(百万円)	非監査業務に基づく報酬(百万円)
提出会社	43	4	44	4
連結子会社	-	-	-	-
合計	43	4	44	4

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社は、会計監査人に対して公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である社債発行に伴うコンフォートレター作成についての対価を支払っております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると判断した場合に、監査役会は監査役全員の同意によって会計監査人を解任いたします。この場合、解任及びその理由を解任後最初に招集される株主総会において報告いたします。

また、上記のほか、会計監査人による適正な職務の執行が困難であると認められる場合、または監査の信頼性、適正性を高めるために会計監査人の変更が妥当であると判断した場合には、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

6 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務並びに当社及びその子会社からなる企業集団の業務の適正を確保するための体制についての決定内容（2019年5月9日開催の取締役会により決議された内容を記載）及び運用状況（の概要）は以下のとおりであります。

「内部統制システムに関する基本方針」

当社は、「私達らしい金融サービスで豊かな未来への架け橋となります」を新たな経営理念とし、変わりゆく社会により貢献し、お客さまそして自己の未来を創造していくことを目指します。事業構造変革に挑戦するとともに、職務の執行が適法、適正、効率的に行われるため、内部統制システムを整備・運用し、その継続的な改善に努めます。

（1）取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、法令・定款が定める事項及び社内規程に定めるリコーリースグループ経営に関わる重要な意思決定事項を審議し決定する。
- ② 取締役及び従業員はリコーリースの経営理念のもと、法令はもとより社会通念及び企業倫理の遵守を業務執行の最重要方針とする。そのため、リコーグループ企業行動規範を遵守し、取締役はこれを率先して周知・浸透させる。さらにこれを全社に徹底するために、コンプライアンス担当責任者を選任し、推進担当部門を定め、教育・啓蒙を行う。また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、社員に周知を図る。
- ③ 反社会的な活動や勢力に対しては、一切関係をもたないことを、リコーリースグループの基本姿勢とするとともに、反社会的勢力に係わる被害防止や適切な対応実施のため、社内規程や内部管理体制の整備と警察等社外関連団体との通報・情報収集・連携を図り、組織的な対応体制の整備と強化を推進する。
- ④ 金融商品取引法及びその他の法令への適合を含め、「法律、社会規範、社内ルールの遵守」、「業務の有効性及び効率性の向上」、「財務報告の高い信頼性の維持」、「資産の保全」のために、内部統制システム及びビジネスプロセスの改善に努める。
- ⑤ 会社情報開示については、情報開示規程により、開示情報の区分、開示手順、開示責任者を定め、開示委員会にて確認・評価することを通じて、情報の正確性、適時性及び網羅性を確保する。
- ⑥ 内部監査部門を設置し、事業の執行状況を法令等の遵守と合理性・効率性の観点から監査し、検討・評価の上、改善に努める。

【運用状況】

- ・ 経営の透明性を高め、取締役会の監督機能を強化するため、社外取締役を招聘し、取締役会や指名報酬委員会にて、重要な意思決定事項の審議・決定を行いました。
2018年度は取締役会を14回、指名報酬委員会を12回開催しました。
- ・ コンプライアンス担当部門を推進役とし、全役職員に対して「リコーグループCSR憲章」、「リコーグループ行動規範」、及びコンプライアンス関連規程の教育を実施し、周知・浸透を図りました。尚、リコーグループの企業コンセプト群見直しに伴い、「リコーグループCSR憲章」、及び「リコーグループ行動規範」は2018.9.30付で廃止し、2018.10.1付で新設の「リコーグループ企業行動規範」に統合しています。
- ・ 内部通報制度の「ホットライン」について、社内の電子掲示板等で周知を図り、通報・相談への対応は、関係者の名誉やプライバシーに配慮し、適切に調査し対策を講じています。
社内だけでなく、社外にも通報窓口を設け、通報者が選択可能な体制をとるとともに、通報したことを理由として通報・相談者に不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- ・ 反社会的勢力の排除、関係遮断に関する体制整備を進め、取引の未然防止に取り組むとともに、リコーグループ各社と連携した反社会的勢力排除活動を実施しています。
- ・ 情報開示にあたっては、情報開示規程に基づき、開示委員会にて法令等への適合性を確認・評価しています。
- ・ 年度監査計画に基づき、内部統制監査及び業務監査を継続的に実施しています。取締役等に結果を報告し、改善策を講じています。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役が職務執行として行った意思決定に関する記録・稟議書等については、管理責任部門を定め、法令及び社内規程に基づき作成・保存・管理する。また、必要に応じて閲覧可能な状態で保管する。

【運用状況】

- ・ 法令及び取締役会規程に基づき、取締役会事務局が取締役会議事録を作成・保存しており、取締役及び監査役が常時閲覧・視聴できる環境を整備しています。稟議書はデータベースで管理し、必要に応じて閲覧権限を設定しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① リスクマネジメント規程（リコーグループで定めた規程に準拠）に基づき、損失の危険の発生を未然に防止する。
- ② 万一損失の危険が発生した場合においても、クライシス・インシデント対応標準に基づき、被害（損失）の極小化を図る。
- ③ 損失の危険の管理を網羅的・統括的に管理するために、「リスクマネジメント委員会」を設置し、周知徹底を図る。
- ④ 事業特性上のリスクに対して、社内規程に基づき社長執行役員の諮問機関として下記委員会を設置し、それぞれ総合的に分析・検討し、リスク管理を行う。
 - ・高額案件等の信用リスクに関しては「審査委員会」
 - ・金利変動等の市場リスクに関しては「ALM委員会」

【運用状況】

- ・リスクマネジメント規程に基づき、リスクマネジメント委員会を定期的開催し、当社が定めた重要な24のリスク項目に対する未然防止策を継続的に実施しています。
また、BCP（事業継続計画）に関する訓練や情報セキュリティに関する訓練を実施しました。
- ・2018年度、新たなクライシス・インシデントは発生しませんでした。
- ・審査委員会及びALM委員会を定期的開催し、信用リスク及び市場リスクを分析・検討し、経済環境等、内外の環境変化に対し、経営執行が速やかに対応できるように支援しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行なわれることを確保するための体制

- ① 経営理念に基づく経営目的を達成するため、取締役会は事業計画を審議・決定し、社長及び各組織長は、決定された事業計画を全社に周知し、展開する。取締役会は、毎月、業績の報告を受け、外部環境の変化や計画の進捗状況等を踏まえ、確認・指示する体制をとり、効率的かつ有効性のある職務執行を行う。
- ② 執行役員制度を導入しており、事業執行については、各事業執行責任者に権限を委譲することにより、意思決定の迅速化を図り、取締役会は執行役員に委ねた事業執行の監督を行う。また、執行役員等で構成する経営会議を設置し、取締役会から委譲された範囲内でリコーリースグループ最適の観点から、事業執行に関する重要事項の審議及び意思決定を迅速に行える体制をとる。

- ③ 取締役会の決定に基づく職務の執行を効率的に行うため、各組織の業務分掌及び職務権限に関する規程を制定し、それらを適切に運用する。

【運用状況】

- ・ 当社は、2018年3月の取締役会にて、2018年度の事業計画を決定しました。
取締役会は、毎月、業績の報告を受け、確認・指示をし、中間時（9月）の取締役会にて修正事業計画を決定しました。
- ・ 経営会議を46回開催し、事業執行に関する重要事項を審議・決定しました。
- ・ 「業務分掌規程」、「職務権限規程」を適宜変更・修正し、適切に運用しています。

(5) 当該株式会社並びにその親会社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の取締役会は、リコーリースグループ全体の経営監督と重要事項の意思決定を行う。その実効性を確保するために関係会社管理規程を定め、統括する機能として主管管理部門を設置し、グループの管理を行う。
- イ 子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の取締役の職務の執行に係る事項の報告を受け
る。
- ロ 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスクマネジメント規程及びクライシス・インシデント対応標準に基づき、子会社を含めたグループ全体の損失の危険の発生に対する未然防止と、損失の危険が発生した場合の被害（損失）極小化を図る。
- ハ 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
・ 当社は、子会社を含めた事業計画を策定し、グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行う。

- ・当社は、当社に準じた職務権限規程等、組織や意思決定に関する体制整備を子会社に推進することで、子会社取締役の効率的な職務執行を促す。また、子会社が重要事項を当社に協議・報告する体制を通じて、グループ戦略の一貫性を保ち、グループ全体での業務執行を効率的に行う。

二 子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ・当社は、子会社の役職員に対して、リコーグループ企業行動規範を周知・浸透させ、法令遵守に関する教育・啓蒙を行う。

また、コンプライアンスに関する通報・相談窓口の「ホットライン」を設置し、子会社の役職員に周知を図る。

- ・当社は、子会社が、反社会的な活動や勢力に対するリコーリースグループの基本姿勢に則り、体制を整備することを推進する。

- ・当社の内部監査部門は、法令遵守等の観点から、子会社の業務の執行状況に対して定期調査を実施する。

② リコーリースグループはリコーグループとして定められた共通の規則を遵守しつつ、リコーリースグループの独立性が尊重・維持され、利益が損なわれることのないよう、適正に業務を行う。

【運用状況】

- ・当社の子会社は、職務権限規程等を定め、職務執行を効率的に行うとともに、当社の関係会社関連規程に定める事項や、重要な事項を当社に協議・報告しています。

- ・当社及び子会社は、リコーグループのBCP（事業継続計画）に関する訓練に参加し、リコーグループの情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）を構築・運用しています。

- ・当社は、子会社を含めた事業計画を策定し、経営会議等で業績の進捗や事業の方向性を確認・検討することを通じて、グループ全体で効率的かつ有効性のある業務執行を行っています。

- ・当社のコンプライアンス担当部門は、子会社の役職員に対するコンプライアンス教育を継続的に実施しています。反社会的勢力に対して、子会社が取引を未然に防止し、リコーグループ各社と連携して活動できる体制整備を推進しています。

- ・内部通報制度の「ホットライン」について、社内の電子掲示板等で子会社役職員に周知を図り、通報・相談への対応は、関係者の名誉やプライバシーに配慮し、子会社と共同で適切に調査し対策を講じています。社内だけでなく、社外にも通報窓口を設け、通報者が選択可能な体制をとるとともに、通報したことを理由として通報・相談者に不利な取扱いを行うことを禁止しています。
- ・当社の内部監査部門は、子会社の監査役と連携し、子会社への定期調査を実施し、取締役等に結果を報告しています。
- ・当社は親会社との関係において、リコーグループ共通の基準（リコーグループスタンダード）に準拠した規程・基準を遵守することで、グループとの整合性を維持しつつ、経営の独立性の観点から、独自の判断基準で事業展開上の意思決定を行っています。

(6) 監査役職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役職務を補助すべき従業員の取締役からの独立性及び当該従業員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - イ 取締役は、当該従業員を選任し、監査役職務の執行を補助する体制をとる。
 - ロ 当該従業員は監査役職務執行を補助するときは取締役の指揮命令を受けない。また、取締役は、当該従業員の人事評価及び異動については、事前に監査役の意見を聴取し決定する。
 - ハ 取締役は、監査役の当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、監査役の要請に基づき、当該従業員の体制整備に努める。
- ② 監査役への報告に関する事項

当社の取締役及び従業員は、監査役に対して法定の事項に加え次の事項を報告する。

尚、当社は、監査役に報告を行った役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

 - イ 法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または当社及び子会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したとき、当該事実に関する事項
 - ロ 内部監査及び子会社調査の結果
 - ハ 当社及び子会社役職員からの内部通報制度による内部通報の状況
 - ニ その他監査役が報告を求めた事項

③ その他監査役の職務の執行が実効的に行われることを確保するための体制

監査役の職務の執行が実効的に行われることを確保するため、当社の取締役は以下の体制を整備し、当社の従業員はこれに協力する。

- イ 監査役が取締役会の他、経営会議やその他の重要な会議に出席すること
- ロ 監査役が当社及び子会社の役職員から職務執行状況を聴取すること
- ハ 監査役が重要な決裁書類等を閲覧すること
- ニ 監査役の職務執行により生ずる費用等を当社が負担すること

【運用状況】

- ・ 監査役の職務を補助すべき従業員は、監査役の指揮命令のもと職務執行を補助しています。当該従業員の体制、取締役からの独立性、及び指示の実効性に関して、監査役、当該従業員のいずれからも特段の指摘はありませんでした。
- ・ 当社の取締役及び従業員は、当社及び子会社に関する監査役への報告を遅滞なく実施しています。また、監査役に報告をした当社グループの役職員に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行った事例は、内部通報を含めて認められませんでした。
- ・ 監査役は、内部監査部門と連携し、合同で往査することを通じて、役職員の職務執行や内部監査の状況を把握・確認し、実効性の高い監査を実現しています。
- ・ 監査役は取締役会の他、経営会議、全社執行会議等の重要な会議に出席しました。当社は、監査役から役職員に対する聴取の要請や、重要な決裁書類等の閲覧の要請に対して、随時応じています。
- ・ 当社は、監査役の職務執行により生ずる費用の処理手続きを速やかに実施しました。

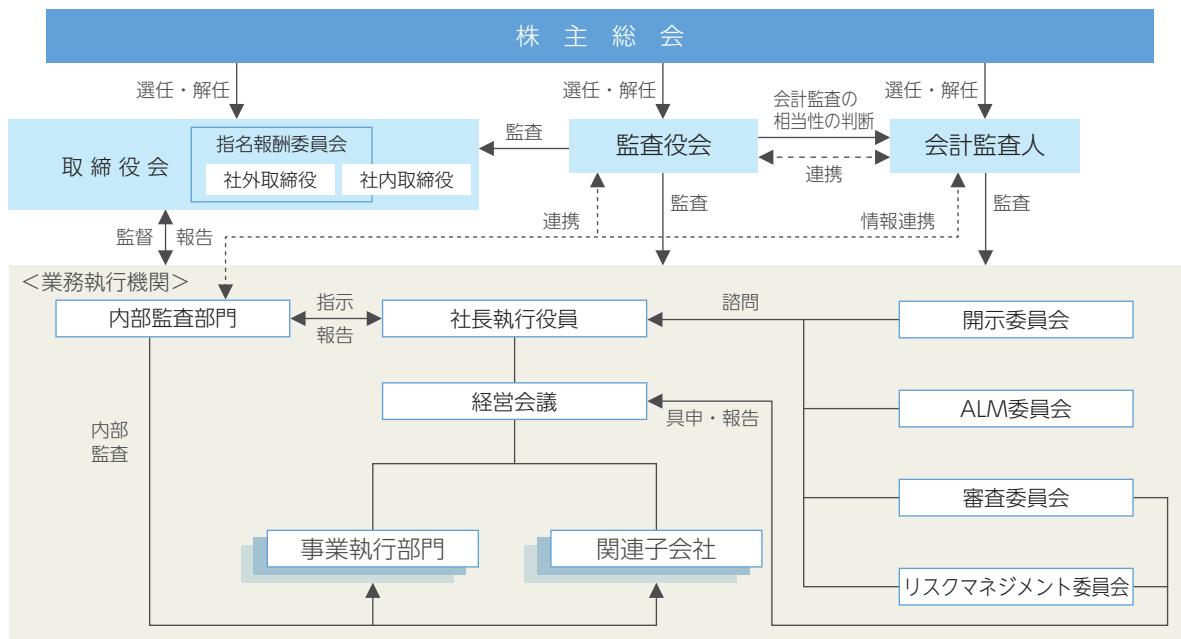
(ご参考)

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、企業倫理と遵法の精神に基づき、経営の透明性を確保しつつ、競争力の強化を目指したコーポレート・ガバナンスに取り組んでおります。また当社グループは、ステークホルダーを顧客、取引先、株主、社員、社会と定め、信頼関係を構築し、これにより、持続的な成長と企業価値の増大を図ってまいります。

リコーリースでは、取締役会及び監査役会を会社経営機関として、経営の透明性、公正性、遵法性を確保したコーポレート・ガバナンス体制を構築しております。また、当社は執行役員制度を導入しており、経営上の意思決定機能と事業執行機能を分離し、事業執行体制の強化を図り、経営の効率性を追求しております。今後も、社会環境・法制度等の変化に応じた仕組みを常に検討し、コーポレート・ガバナンスの更なる強化を図り、改善に努める方針であります。

コーポレート・ガバナンスの体制図



連結計算書類

連結貸借対照表 (単位:百万円)

科 目	第43期 2019年3月31日現在	第42期 (ご参考) 2018年3月31日現在	科 目	第43期 2019年3月31日現在	第42期 (ご参考) 2018年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	990,369	933,568	流動負債	331,585	294,783
現金及び預金	2,119	2,833	支払手形	1,212	1,050
受取手形	14	14	買掛金	22,019	19,248
割賦債権	148,962	123,972	短期借入金	56,292	111,045
未収貸貸債権	36,238	37,928	1年内償還予定の社債	30,000	20,000
リース債権	39,319	39,792	1年内返済予定の長期借入金	104,472	75,725
リース投資資産	525,793	511,605	コマーシャル・ペーパー	40,000	-
営業貸付金	160,627	143,787	支払引受債務	32,920	30,500
その他の営業貸付債権	49,637	45,726	リース債務	9	35
その他の営業資産	5,037	5,058	未払金	2,320	2,201
賃貸料等未収入金	7,553	6,794	未払法人税等	2,898	2,854
前払費用	623	728	未払費用	657	559
未収収益	182	133	賃貸料等前受金	4,071	3,714
未収入金	6,851	6,287	預り金	17,851	14,254
その他	15,283	16,711	前受収益	34	52
貸倒引当金	△7,875	△7,805	割賦未実現利益	15,799	12,659
固定資産	50,309	35,381	賞与引当金	969	832
有形固定資産	39,264	24,601	役員賞与引当金	56	48
賃貸資産	34,633	24,101	固定負債	534,643	508,276
社用資産			社債	125,000	125,000
建物	92	98	長期借入金	399,438	374,911
機械及び装置	2,659	-	リース債務	132	143
車両	37	41	退職給付に係る負債	1,083	1,060
器具備品	437	358	受取保証金	8,886	7,021
土地	0	0	その他	102	139
建設仮勘定	1,405	-	負債合計	866,229	803,059
無形固定資産	2,385	2,290	純資産の部		
賃貸資産	1,013	1,045	株主資本	173,665	164,064
その他			資本金	7,896	7,896
ソフトウェア	1,370	1,244	資本剰余金	10,160	10,160
その他	1	1	利益剰余金	155,657	146,055
投資その他の資産	8,658	8,490	自己株式	△48	△48
投資有価証券	5,308	5,293	その他の包括利益累計額	783	1,034
破産更生債権等	592	945	その他有価証券評価差額金	1,084	1,349
長期前払費用	605	665	退職給付に係る調整累計額	△300	△314
繰延税金資産	1,344	1,241	非支配株主持分	-	791
その他の投資	1,347	965	純資産合計	174,449	165,890
貸倒引当金	△540	△619	負債・純資産合計	1,040,678	968,950
資産合計	1,040,678	968,950			

連結損益計算書 (単位：百万円)

科 目	第43期 自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日	第42期 (ご参考) 自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日
売上高	313,957	304,341
売上原価	281,013	273,081
売上総利益	32,943	31,260
販売費及び一般管理費	15,667	14,708
営業利益	17,276	16,552
営業外収益	284	126
受取利息及び受取配当金	53	32
投資有価証券売却益	30	20
投資事業組合運用益	139	53
その他	60	21
営業外費用	177	263
支払利息	10	10
社債発行費	115	214
その他	50	38
経常利益	17,383	16,415
税金等調整前当期純利益	17,383	16,415
法人税、住民税及び事業税	5,324	5,052
法人税等調整額	14	△53
当期純利益	12,045	11,416
非支配株主に帰属する当期純利益	101	110
親会社株主に帰属する当期純利益	11,943	11,306

連結計算書類

連結株主資本等変動計算書 (単位：百万円)

第43期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
2018年4月1日 残高	7,896	10,160	146,055	△48	164,064
当期変動額					
剰余金の配当			△2,341		△2,341
親会社株主に帰属する当期純利益			11,943		11,943
自己株式の取得				△0	△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)					
当期変動額合計	-	-	9,602	△0	9,601
2019年3月31日 残高	7,896	10,160	155,657	△48	173,665

	その他の包括利益累計額			非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
2018年4月1日 残高	1,349	△314	1,034	791	165,890
当期変動額					
剰余金の配当					△2,341
親会社株主に帰属する当期純利益					11,943
自己株式の取得					△0
株主資本以外の項目の 連結会計年度中の変動額 (純額)	△265	13	△251	△791	△1,042
当期変動額合計	△265	13	△251	△791	8,559
2019年3月31日 残高	1,084	△300	783	-	174,449

(ご参考) 連結キャッシュ・フロー計算書 (要旨) (単位:百万円)

区 分	第43期 自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日	第42期 (ご参考) 自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日
営業活動によるキャッシュ・フロー	△39,867	△36,636
投資活動によるキャッシュ・フロー	△6,018	△1,333
財務活動によるキャッシュ・フロー	45,171	37,742
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△714	△228
現金及び現金同等物の期首残高	2,833	3,061
現金及び現金同等物の期末残高	2,119	2,833

計算書類

貸借対照表 (単位：百万円)

科 目	第43期	第42期 (ご参考)	科 目	第43期	第42期 (ご参考)
	2019年3月31日現在	2018年3月31日現在		2019年3月31日現在	2018年3月31日現在
資産の部			負債の部		
流動資産	996,561	936,292	流動負債	329,830	292,959
現金及び預金	2,099	2,762	支払手形	1,212	1,050
割賦債権	148,962	123,972	買掛金	20,613	17,863
未収貸貸債権	36,238	37,928	短期借入金	26,674	38,143
リース債権	39,319	39,792	関係会社短期借入金	29,617	72,901
リース投資資産	524,097	510,037	1年内償還予定の社債	30,000	20,000
営業貸付金	169,740	150,061	1年内返済予定の長期借入金	104,472	75,725
その他の営業貸付債権	49,637	45,726	コマーシャル・ペーパー	40,000	-
その他の営業資産	5,037	5,058	支払引受債務	32,920	30,500
賃貸料等未収入金	6,644	5,885	リース債務	9	35
前払費用	610	710	未払金	2,319	2,182
未収収益	182	133	未払法人税等	2,792	2,712
未収入金	6,846	6,283	未払費用	587	482
その他	15,001	15,723	賃貸料等前受金	3,992	3,604
貸倒引当金	△7,857	△7,783	預り金	17,841	14,245
固定資産	39,922	27,720	前受収益	34	52
有形固定資産	29,340	16,898	割賦未実現利益	15,799	12,659
賃貸資産	24,761	16,461	賞与引当金	886	752
社用資産			役員賞与引当金	56	48
建物	65	69	固定負債	533,914	507,541
機械及び装置	2,659	-	社債	125,000	125,000
車両	37	41	長期借入金	399,438	374,911
器具備品	410	325	リース債務	132	143
建設仮勘定	1,405	-	退職給付引当金	354	325
無形固定資産	2,373	2,272	受取保証金	8,787	7,021
賃貸資産	1,013	1,045	その他	201	139
ソフトウェア	1,359	1,227	負債合計	863,745	800,501
その他	0	0	純資産の部		
投資その他の資産	8,209	8,549	株主資本	171,653	162,161
投資有価証券	5,308	5,293	資本金	7,896	7,896
関係会社株式	153	653	資本剰余金	10,160	10,160
破産更生債権等	592	945	資本準備金	10,159	10,159
長期前払費用	605	665	その他資本剰余金	0	0
繰延税金資産	789	695	利益剰余金	153,645	144,153
その他	1,300	916	利益準備金	284	284
貸倒引当金	△540	△619	その他利益剰余金	153,361	143,869
資産合計	1,036,483	964,012	別途積立金	136,045	128,045
			繰越利益剰余金	17,316	15,824
			自己株式	△48	△48
			評価・換算差額等	1,084	1,349
			その他有価証券評価差額金	1,084	1,349
			純資産合計	172,738	163,511
			負債・純資産合計	1,036,483	964,012

損益計算書 (単位：百万円)

科 目	第43期 自 2018年 4月 1日 至 2019年 3月31日	第42期 (ご参考) 自 2017年 4月 1日 至 2018年 3月31日
売上高	303,681	295,050
売上原価	272,638	265,583
売上総利益	31,042	29,466
販売費及び一般管理費	14,418	13,490
営業利益	16,623	15,976
営業外収益	538	142
受取配当金	53	32
投資有価証券売却益	30	1
投資事業組合運用益	139	53
子会社清算益	215	—
その他	98	56
営業外費用	176	263
支払利息	10	10
社債発行費	115	214
その他	50	38
経常利益	16,985	15,856
税引前当期純利益	16,985	15,856
法人税、住民税及び事業税	5,121	4,834
法人税等調整額	30	△13
当期純利益	11,833	11,035

株主資本等変動計算書 (単位:百万円)

第43期 (2018年4月1日から2019年3月31日まで)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計
2018年4月1日 残高	7,896	10,159	0	10,160	284	128,045	15,824	144,153
当期変動額								
別途積立金の積立						8,000	△8,000	—
剰余金の配当							△2,341	△2,341
当期純利益							11,833	11,833
自己株式の取得								
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	—	—	—	8,000	1,492	9,492
2019年3月31日 残高	7,896	10,159	0	10,160	284	136,045	17,316	153,645

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
2018年4月1日 残高	△48	162,161	1,349	1,349	163,511
当期変動額					
別途積立金の積立		—			—
剰余金の配当		△2,341			△2,341
当期純利益		11,833			11,833
自己株式の取得	△0	△0			△0
株主資本以外の項目の 事業年度中の変動額 (純額)			△265	△265	△265
当期変動額合計	△0	9,492	△265	△265	9,227
2019年3月31日 残高	△48	171,653	1,084	1,084	172,738

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

リコーリース株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高津 知之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、リコーリース株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リコーリース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2019年5月16日

リコーリース株式会社
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 高津 知之 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、リコーリース株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第43期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2018年4月1日から2019年3月31日までの第43期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の従業員等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び従業員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、常勤監査役が子会社の監査役を兼務しており、子会社の取締役会に出席し事業の報告を受けるとともに、子会社の取締役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて説明を求め意見を表明しました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システムに係る監査役監査の実施基準に準拠し、取締役及び従業員等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及び理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の遂行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）並びに計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
 - ④ 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任 あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年5月17日

りコーリース株式会社 監査役会

常勤監査役	石 黒	一 也	㊟
社外監査役	百 武	直 樹	㊟
社外監査役	徳 嶺	和 彦	㊟

以 上

株主総会会場ご案内図

開催日時

2019年6月19日（水曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

会場

ホテル雅叙園東京 2階「華しずか」
東京都目黒区下目黒1丁目8番1号
電話 03-3491-4111（大代表）

ホテル雅叙園東京
2階「華しずか」



交通のご案内

JR 山手線西口
東急目黒線・地下鉄（東京メトロ南北線・都営三田線）
目黒駅より徒歩5分

◎当日、当社の役員及び係員はノーネクタイの「クールビズ」にてご対応させていただきます。

NAVITIME

出発地から株主総会会場まで
スマホがご案内します。

- 乗り換え検索
- 駅出入口まで分かる
- 最寄駅からナビ誘導



スマートフォンで
QRコードを読み取り下さい

目的地入力
不要です!!



ユニバーサルデザイン(UD)の
考えに基づいた見やすいデザイン
の文字を採用しています。